

福岡県公報

令和八年七月三日
第七百八号
増刊
①

目次

規則(第四十四号)

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政マネジメント課) ……………1

訓令(第二十七号)

○福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令 (行政マネジメント課) ……………1

規則

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年七月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十四号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条(見出しを含む。)中「地方行政連絡会議」を「出先機関マネジメント連携会議」に改める。

第九条第二号二中「福岡県地方行政連絡会議」を「福岡県出先機関マネジメント連携会議」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(福岡県事務委任規則の一部改正)

2 福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五十条第八項第一号中「地方行政連絡会議の」を「出先機関マネジメント連携会議の」に、「福岡県地方行政連絡会議規程」を「福岡県出先機関マネジメント連携会議規程」に改める。

訓令

福岡県訓令第二十七号

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
本 庁
出先機関

令和八年七月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県地方行政連絡会議規程の一部を改正する訓令

福岡県地方行政連絡会議規程(昭和三十五年十月福岡県訓令第五十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県出先機関マネジメント連携会議規程

第一条中「地方行政連絡会議(以下「連絡会議」という。)」を「出先機関マネジメント連携会議(以下「連携会議」という。)」に改める。

第二条から第六条まで及び第八条中「連絡会議」を「連携会議」に改める。

別表第一福岡県地方行政連絡会議の項中「福岡県地方行政連絡会議」を「福岡出先機関マネジメント連携会議」に改め、同表朝倉地方行政連絡会議の項中「朝倉地方行政連絡会議」を「朝倉出先機関マネジメント連携会議」に改め、同表八幡地方行政連絡会議の項中「八幡地方行政連絡会議」を「八幡出先機関マネジメント連携会議」に改め、同表飯塚地方行政連絡会議の項中「飯塚地方行政連絡会議」を「飯塚出先機関マネジメント連携会議」に改め、同表筑後地方行政連絡会議の項中「筑後地方行政連絡会議」を「筑後出先機関マネジメント連携会議」に改め、同表行橋地方行政連絡会議の項中「行橋地方行政連絡会議」を「行橋出先機関マネジメント連携会議」に改める。

別表第二福岡地方行政連絡会議の項中「福岡地方行政連絡会議」を「福岡出先機関マネジメント連携会議」に改め、同表朝倉地方行政連絡会議の項中「朝倉地方行政連絡会議」を「朝倉出先機関マネジメント連携会議」に改め、同表八幡地方行政連絡会議の項中「八幡地方行政連絡会議」を「八幡出先機関マネジメント連携会議」に改め、同表飯塚地方行政連絡会議の項中「飯塚地方行政連絡会議」を「飯塚出先機関マネジメント連携会議」に改め、同表筑後地方行政連絡会議の項中「筑後地方行政連絡会議」を「筑後出先機関マネジメント連携会議」に改め、同表行橋地方行政連絡会議の項中「行橋地方行政連絡会議」を「行橋出先機関マネジメント連携会議」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。